

国家と市民社会の現代理論 (8)

柴田 高好

目次

- 第一章 国家と市民社会の原型理論
第二章 国家と市民社会の展開理論
第三章 国家と市民社会の現代理論
- 序節 アプローチの方法
- 第一節 国家バイアスのアプローチ
- 第一項 国家の第一次性
- 第二項 国家と暴力(以上第二四五号)
- 第三項 国家と民主主義(第二四七号)
- 第二節 市民社会バイアスのアプローチ
- 第一項 市民社会の第一次性(第二五一号)
- 第二項 丸山眞男の政治理論(第二五五号)
- 第三項 マルクス主義国家論(二〇世紀後半の古典的マルクス主義国家論——廣松渉のばあい(第二五七号) ネット・オ・マルクス主義国家論——ニコス・プーランザスのばあい(1)(第二六一号) ニコス・プーランザスのばあい(2) マルクス主義と市民社会バイアスのアプローチ)
- (以上第二二六二号)
- 第三節 国家と市民社会のマルクス弁証法的アプローチ
- 第一項 折衷的アプローチ——ボブ・ジェソップ(本号)
- 第二項 諸種の弁証法的アプローチ——シード・スコッチボル、フレッド・ブロック、ポール・トーマス
- 第三項 マルクス弁証法的アプローチ
- 第三節 国家と市民社会のマルクス弁証法的アプローチ
- 第一項 折衷的アプローチ——ボブ・ジェソップ(序) 市民社会バイアスのアプローチと国家バイアスのアプローチとの中間説 国家の定義ならぬ国家のガイド・ライン 略的・関係的アプローチ)
- [序] ボブ・ジェソップ Bob Jessop (1946-) はイギリス、ランカスター大学の社会学部教授。戦後自国イギリスにおける政治、経済的変質の現状分析に強い関心を抱きつつ、政治理論関係の著作としては、これまで“The Capitalist State (1982)”, “Nicos

Poulantzas: Marxist Theory and Political Strategy (1985)", "State Theory: Putting the Capitalist State in Its Place (1990)", "The Future of the Capitalist State (2002)", "State Power (2008)", 等があり、その他多数の論文を執筆し多産である。特に学問的に強く影響を受けたのはマルクス、グラムシ、ブーランザス、フーコーの四人、就中ブーランザスをその最たる者としている。⁽²⁾ ジェソップはブーランザスと一度面会し、若干のレターも交換したという。⁽³⁾ ジェソップの仕事は私の思うに、ブーランザスの単なる亜流ではなく、またネオ・マルクス主義国家論の継承的発展でもない。たしかにジェソップはマルクスの政治経済学批判『資本論』を最重要視して「私は今でも自分のアプローチをマルクス主義者として規定したい」と述べ、⁽⁴⁾ また国家論でも「国家への私自身のマルクス主義的アプローチ my own Marxist approach to the state」⁽⁵⁾ を展開すると書いてはいる。しかしジェソップの国家論をマルクス主義ないしマルクス主義的とするには些か検討の余地がある。

というのも、ジェソップは市民社会バイアスのアプローチとしてのマルクス主義の基本からブーランザス以上に国家バイアスのアプローチの方向に強く踏み込み、市民社会バイアスのアプローチに未だ寄りながらも国家バイアスのアプローチを意識的に採り入れ、この両者の間を浮動しているからである。これが、弁証法とは似て異なるこのような中間的、折衷的なジェソップの国家理論を、国家と市民社会の弁証法的アプローチの最初に私が批判的に取り上げた所以である。ジョン・キーンは、近代の特徴として経済と政治との分離を挙げ、国家は可能な行為者であり、逆に経済(階級)権力関

係は国家構造や政治を形造りこれらを制約する、しかも国家と経済とは相互に作用し合うと云い、今日のニューウェーバーのアプローチとネオ・マルクス主義的アプローチとの収斂 convergence に明らかにみられるような、経済中心的パースペクティヴと国家中心的パースペクティヴとの総合の試み attempt to synthesize が重要であると指摘している。⁽⁶⁾ これは些か弁証法的と云えぬこともない提言ではあるが、キーンはその代表例として、シータ・スコッチポル、アンソニー・ギデンズ、クラウス・オッフエソとしてボブ・ジェソップを指している。⁽⁷⁾ だが私には、これらの中で真に弁証法的と云えるのはスコッチポルぐらいで、ジェソップが弁証法的とはどうも考えられないのである。以下それを示そう。(尚ジェソップの文章の叙述には表現を変えた繰り返しも多く、必ずしも論理的ないし体系的とは見えず、人はその眞意を把握するにかなり難渋する。)

「市民社会バイアスのアプローチと国家バイアスのアプローチとの中間説」なるほどジェソップは、経済と政治との弁証法 dialectic between the economic and political を云い、「社会の政治的特徴と経済的特徴のあいだの関係を、一方を他方に還元するとか、あるいは両者をまったく独立した自律的存在として扱うことなく確立する」⁽⁸⁾ とか、「経済から国家を制度的に分離することは(これは資本主義社会の重要な特質だが)、国家と経済において異なる(そして潜在的に矛盾する potentially contradictory) 制度的論理や計画の様式が支配することに帰着する」⁽⁹⁾ とかと述べ、まるで一見弁証法的らしく思える。しかし国家と経済とが矛盾する contradictory と語られてはいるものの、その矛盾は潜在性、可能性に止まり、

しかもプーランザスと同様ジェソップにおいても、優位に立つのは矛盾・対立ではなく主に相互依存の方なのである。これに関して彼は様々に述べている。すなわち、「資本主義は、経済と国家との制度的分離ならびに相互依存 mutual dependence を含む」¹¹「ブルジョア秩序の中の『市民社会』は、普遍的利益を体现すると思われる supposed 国家に対立するものとしての as opposed 特殊の利益の領域である。このことは特殊性と普遍性とを媒介する何らかの制度的手段の必要を示唆している」¹²「蓄積体制の政治体制との構造的連結 coupling および共進 co-evolution」¹³「経済と政治との間の制度的、社会的相互連結 interconnections」¹⁴「相互の活動上の自律性と物質的相互依存性」¹⁵「国家は、自分だけが威張って、他の自分以外の社会を上から監督するものではない。国家はヨリ広い政治組織(ないしシステム)の中にしつかりはめ込まれ embedded、他の制度的諸秩序と接合 articulated し市民社会の色々な種類と連結している」¹⁶「国家中心と社会中心とは円満な rounded 説明を生み出すべく結合しなければならぬ」¹⁷等々と。以上かかる国家バイアスのアプローチと市民社会バイアスのアプローチとの媒介、仲立ち、相互依存を説くことは、要は両者の長所を取り短所を捨てるといふ折衷論に落ち着く。ジェソップも明言している。これは「国家中心のアプローチと社会中心のアプローチとの間の中道 middle way を提供することである」¹⁸と。

更に彼はプーランザスを支持しつつも次の如く自己の流儀を披露する。すなわち、「プーランザス自身はたしかに『国家—中心的』アプローチの含意のすべてを展開したわけではなかった。彼の第一

義的引照点は、けつきよく、資本主義的生産様式の支配的役割を再生産する国家の役割であった。それは、たしかに、国家それ自体あるいは諸国民国家のより全般的体系を再生産する国家の役割ではなかった。しかし、わたしは、国家は社会関係である、という彼の国家観念において輪郭を与えられた戦略—理論アプローチは、国家—中心的アプローチと社会—中心的アプローチの双方を関係づける理論的意味を提供する、と論じたい。このアプローチがなかったならば、純粹に『国家—中心的』なアプローチが『社会—中心的』アプローチにたんに反転するだけだ、という危険が明らかである。われわれは、国家と社会のどちらが第一義的か、と論じるよう要求する偽りのジレンマを拒否すべきである。そうではなく、国家を社会関係として扱うプーランザスに従うべきなのだ。そうすれば、『国家—中心的』アプローチは、その『下部構造権力』と戦略的選択性をつうじての、社会的再生産の『形態—決定』(form-determination)における国家の役割にもっと焦点をあてるようになり、『社会—中心的』アプローチは、国家の独自の構造と機能のなかで、それをつうじて凝集される諸勢力の均衡変化(国家管理者の役割を含む)に、もっと焦点をあてるようになるだろう」¹⁹「より『国家—中心的』なアプローチから、学ぶべき多くのものがある。重要なことに、『戦略—理論』アプローチは、『社会—中心的』アプローチと『国家—中心的』アプローチとの架橋をも提供しようと、わたしは信じるものである」²⁰と。ここで社会関係としての国家とか国家の戦略—理論的アプローチとか、必ずしも耳なれない用語が出て来るが、これらはジェソップ国家論の中心概念であり、後に明らかにさ

れよう。いまは、それらの概念が、国家バイアスのアプローチと市民社会バイアスのアプローチとの中間的方法、両者の架橋に由来するものと強調しているのに注目したい。

これらを詳しく見ていこう。今の引用にあるようにジェソップは、「より『国家中心のアプローチから学ぶべき多くのものがある』と考える。すなわち、「正統的政治学の多元主義的・行動論的伝統、マルクス主義に具現された『資本―理論』的および『階級―理論』的伝統、またはそのいずれとも対立する『国家―理論』的とも呼ぶべき立場からの挑戦が仕掛けられた。この新たな『国家―中心』(state-centred)』アプローチは、ブーランザスにより支持されたアプローチへの主要な反撃なのだとしばしば自己規定しているがゆえに、とりわけ注目するに値する。そこで、ここ数年来多くの支持を獲得しつつある、『国家主義的(statist)』アプローチによって提起された諸論点のいくつかを考察してみよう。

『国家の復権(bring the state back in)』の理論的運動は、より全般的な国家への関心の再興を反映している。国家は社会科学的分析の中心の変数に復帰した。社会学者たちが、政治体系・政治組織・決定作成や政治行動の問題に専念できるよう、国家は憲法学的ないし政治哲学に身を委ねる、ということとはもはやなくなっている。このようなありようは、部分的には正当化された。というのは、国家は、その法的枠組や憲法とは同一視できないし、政治体系は、国家に還元できないし、またその機能は、いかなる単一の組織に委ねられるわけでもない(たとえ国家をメタ組織とみなしたとしても)。また政治は、特定の戦略的土俵^{テライン}における諸組織の相互行為と

のかかりで、研究されなければならない。国家権力の行使における、決定(非決定を含む)と行政的調整(と否定的調整)の役割は、明らかに中心的であり、また、政治体系は、明らかに政治行動のなかでそれをつうじて再生産されるのだから。しかし、政治活動が、そこで、それをつうじて、そこに方向づけられて生起する、戦略的土俵を国家が提供するものであるから、これらのより具体的な研究にとつても、国家は決定的でありつづける。すなわち、(主体ないしモノというその誤った説明とは対立する)戦略的土俵としての国家が、これらより特殊化され一点集中化されたアプローチにおいて無視されるかぎりで、これらのアプローチは、政治圏の完全な意味をあばきだすことはできなかった。

しかし、国家の復権にはいくつかの道がある。それをいかにこなうかは、『国家―中心的』アプローチと、マルクス主義経済学および正統的政治社会学の『社会―中心的』アプローチとのあいだの争点である。すなわち、『国家―中心』論者は、国家の形態と機能が、資本からの要請と国家を超える場でなされる階級闘争の動態、あるいはそのいずれかにより基本的にかたちづくられるという仮定のゆえに、マルクス主義的分析を批判する。『国家―中心』論者は、そのかわりに、国家の形態と機能をかたちづくる独特の(specific)政治的圧力と過程があり、それが国家に市民社会に位置するあらゆる圧力・勢力にたいしての真の重要な自律性を付与するのだと論じる。『国家―中心的』アプローチは、国家を国民的構成体および国際的構成体の双方において独自の中心性を有する一つの制度的総体、ないしは『行為の構造化された部面』^{フェイス}であると論じる。

国家は、独自の組織形態、それ自身の活動を、そのなかでそれをつうじて方向づける独自の一体性と自己イメージ、独自の諸機能の組み合わせ、独自の制度的論理、独自の諸利益の組み合わせ、独自の自己再生産力をもつ、と論じる。

とりわけ、さまざまな『国家—中心』論者は、近代社会において国家に独自の役割を付与する五つの要因を強調した。これらはつぎのものから成る。すなわち、(a) 諸国民国家から成る国際体系内部での異なる近代国家の地政学的位置、(b) 近代国家の発展における軍事組織と戦争の動態、(c) 近代国家の独特の権力——とりわけ、集権的に組織され領土的にまとめられた社会内部で、集権的にまとめられた諸決定を産み出し強要する、その能力に根ざした権力——と、その領域内ドメインのあらゆる他の社会的下位体系（経済を含む）・諸組織（資本を含む）・諸勢力（諸階級を含む）との関係での国家の戦時的有効範囲、(d) 国家体制と政府の独自の病理、(e) 他の社会諸勢力との対抗での『国家管理者』の独自の利益と能力。異なる『国家—中心』論者は、異なる要因を強調する。しかし、結論は同じことになる。つまり、国家はそれ自体として一つの勢力であり、市民社会の動態を単純には反映しない、と。

これが、『国家—中心』論者をして国家の自律性の問題についての根本的に異なるアプローチの唱道へと導く。すなわち、彼らは、自律性の二つの次元に、とりわけ注目した。つまり、(a) 市民社会内に位置する社会諸勢力から独立して（そして、たとえそれらからの反対に直面してさえも）権力を行使する、国家管理者の能力——国家に特殊化された諸力能と、国家管理者が社会諸勢力の多元的

宇宙にたいして享受するマヌーバーの余地の双方、あるいはそのいづれかに、根ざした権力——としての、国家の自律性、(b) 国家力能ないし『下部構造』インフラストラクチャー権力、すなわち、国家を超える諸勢力により直接的にまたは間接的に統制されているときにさえも、その特殊化された能力によって、近代社会に浸透し統御し監視し取り締まり規律化する国家の能力である (cf. Cerny, 1985; Giddens, 1985; Mann, 1983; Skocpol, 1985)。第一の点については、国家管理者がどのように『専制的』権力を行使するかについての研究がますます増えている。そして、第二の点について、国家の力能が、いかに国家権力の（非）効率的行使、政策施行、等々における決定的介入変数として働くかについての研究が増加している（最新の文献講義は、Alford and Friedman, 1985; Carnoy, 1984; Evans, Rueschmeyer and Skocpol, 1985; Krasner, 1983; Thomas and Meyer, 1984を見よ⁽²⁾）と述べて、国家バイアスのアプローチにきわめて正確な理解を示す。

またプーランザスについても、「しばしば『社会—中心』論者としてかたづけられているけれども、彼は、『国家—中心的』諸研究により提起された中心的論点の多くに、直接的にか間接的に取り組んでいたのである。すなわち、プーランザスは、階級分裂社会における社会的凝集を維持する力能において、資本主義国家の独特の制度的形態が決定的役割を演じたことをつねに強調した。これは、彼の、精神労働と肉体労働の全般的分業内部での精神労働の特異な体現の説明において、また、近代国家の法的・制度的形態の種差性についてのより全般的な議論において、とりわけ明らかである。つ

いで彼は、これを、資本主義社会におけるヘゲモニーのための闘争の決定的役割に関連づけた。また、彼は、国家管理者ないし官僚の潜在的自律性の根拠を国家の制度的分離と国家諸装置の異なる諸部門内部での独特の国家的一体性とイデオロギーに求めるところまで、追跡した。そして、資本主義的社会秩序の構成と再生産における、国家の創造的機能を記述するさいに、プーランザスは、また、その下部構造権力という論点にも触れていた。実際、彼の最後の本である『国家、権力、社会主義』において、プーランザスは、資本主義社会の全体的な空間的・時間的・身体的・社会的秩序をかたちづくる国家の役割に多くの考察を加えていた。したがって、さまざまな方法で、プーランザスは、国家—中心のアプローチにむかって移行していたといえる⁽²²⁾と述べている。だがそうではあっても、プーランザスは「この最新の『国家—中心』の仕事の多くを支えているように見える仮定、すなわち、国家体系はある意味では主体であり、たんに独自の諸特性を持つ活動の種差の場ないし戦略的部面ではない、という仮定を拒否した⁽²³⁾」。従ってプーランザスは、「明らかに『国家中心論者』ではない⁽²⁴⁾」とジェソップは云う。たしかに既述の如く、経済の最終決定性という経済主義に固執するプーランザスは国家バイアスのアプローチに接近したとしても基本的に市民社会バイアスのアプローチに属するのである。ジェソップは、このプーランザスの方向に倣いつつ、これを批判的に乗り越えようとする。曰く、「われわれは、プーランザスの述べたことを単純に受容したり、それを受動的なしかたで福音として扱うことはできない。しかし、われわれは、彼の仕事を、国家に関する不断の理論的方法

にとつての一つの決定的源泉とみなすことができる。批判的にアプローチされるならば、それは、われわれがより伝統的な『社会—中心的』諸分析とのかかわりにおいてばかりでなく、より新たな『国家—中心的』諸分析とのかかわりにおいても、理論的前進を遂げる助けとなりうるであろう⁽²⁵⁾」。

だがこのようにジェソップは国家バイアスのアプローチを評価する半(他)面、手を変え品を代えて国家バイアスのアプローチの批判を様々に展開している。就中その最も主要な批判点は、国家バイアスのアプローチにおける、国家と市民社会との厳格な区別である。「国家主義的アプローチに見られる国家と社会との純然たる simple minded 分離が問題⁽²⁶⁾であり、この点は彼すなわち「ジェソップにおいて最も十全に展開されている」と云う。「もし人が社会の分析にあつて、国家と社会とのいづれかを独立変数として選択する必要を仮定するとすれば、それは国家と社会との夫々が、完全に構成され、内的に首尾一貫し、相互に排他的な独立の実体として存在し、且つ一方が他方を常に一方的に規定するということを仄めかしているのである⁽²⁸⁾」が、しかしジェソップは、「これは実際には、不意に起り部分的にして不安定且つ可変的な社会的区別を、具体化し絶対化するようになるであろうし、また説明項の妥当性がいかに被説明項に依存しているかを無視するものである⁽²⁹⁾」と批判する。国家バイアスのアプローチの場合には、国家が市民社会に対して実体化され、「国家は決して市民社会の反映などではなく⁽³⁰⁾」「国家は経済ないし市民社会に従属するどころか本来一つの力なのである⁽³¹⁾」とされる。それは国家が上から市民社会を規定することにもなり、そし

てかかる国家実体化の現われが国家主権ということだ。「例えば地理的に区画化されたセンターと周辺をもった社会にあって、政治はしばしばセンターに集中される。同様に成層化された社会では、政治は社会秩序の頂点に立つ主権的権力 sovereign power の形態をとるであろう⁽³²⁾」。だがしかし、とジェソップは次の如く反論する。

「現代の機能的に分化した諸社会では、政治組織は他の諸組織の中での（空間的に分散している）ほんの一の組織にすぎず、全体としての社会の中ないしはその上に立ついかなる主権のないし至高の権力をも行使するとは云われ得ない⁽³³⁾」。これは市民社会バイアスのアプローチの立場からする多元的国家論つまり国家の部分性の主張そのものである。ところが他方でジェソップは「近代社会では政治組織が効果的な至高にして主権的な権力を振うことは出来ないけれども、それは政治的・非政治的諸勢力がともに、他の場所で解決されなかった社会的諸問題を、国家が解決するよう要求するのを止めさせることではない⁽³⁴⁾」とも云う。しかしこれは一体何であろうか。国家の主権性とは云わないまでも、それは国家の全体性ではある。ではこの全体性とその前の多元的国家論での国家の部分性とはいかなる関係にあるのか。ジェソップ自身はこの全体性と部分性との関係を国家のジレンマ dilemma とかパラドックス paradox とかと呼んでいる⁽³⁵⁾。ジェソップ国家論の弁証法的ならぬ中間的折衷性のいわば典型、象徴ともいえるこのパラドックス説は、だが最後に見ることにして先に進みたい。今はただ一言、「完全な分析は、国家の組織・利益の調査並びに社会経済的グループの組織・利益の詳述とを必要とする、そして、国家と社会的行為者との対立的

conflicting 関係のみならず両者の相補 complementary 関係を調べることである⁽³⁶⁾」と、それこそ「国家と社会の弁証法⁽³⁷⁾」を力説するスコッチポルをば、ジェソップは巷間の通説どおり国家中心論者の代表格に仕立てている⁽³⁸⁾が、ジェソップの狙いは完全に外れている。スコッチポルのこの所説は次項でくわしく扱う。

では市民社会バイアスのアプローチに対してはどうであろうか。ジェソップは国家バイアスのアプローチよりは市民社会バイアスのアプローチに近いとはいえ、彼がマルクス主義的な市民社会バイアスのアプローチに属するとはいえない。なぜならジェソップはプランザスにも依然盤踞していた経済主義を否定し (Against Economic Reductionism)⁽³⁹⁾、それから自由だからである。曰く、「私は経済組織（又は支配的生産様式）が、他の社会諸関係の形態・機能ないしインパクトを決定するうえで、一方的・原因的な役割を演じ得る必然的特性を有しているとは信じていない。実際私はいかなる社会諸関係の組織もそのような特性を持ち得ることを否定する⁽⁴⁰⁾」。「我々は経済的還元主義を犯すことなしに経済的原因を考慮しなければならぬ⁽⁴¹⁾」。「私は可能な因果的メカニズムないし説明原理の多様性 multiplicity を主張し、第一審・中間審および最終審における経済的決定の特権性を拒否する」(The Capitalist State, p.228)と。ただし彼は経済還元主義をマルクス主義の宿痾とは見ていないようだ。「大抵の非マルクス主義社会学者達は経済還元主義論をもとより拒絶している。私も然り。So do I」だが、私はマルクス主義の論法を放棄するよりもむしろ、このような還元主義を含む必要はマルクス主義には無いということを示したい⁽⁴²⁾と云う。つまり

ジェソップは経済主義を伴わないマルクス主義が可能と考えているのである。だからまたマルクス主義を市民社会バイアスのアプローチには含めてはいない。⁽⁴²⁾もとよりそのように云うのはジェソップの自由である。しかし私はマルクス主義と経済還元主義とは不離の關係にあると考えている。例えば既述したがエンゲルス主導の唯物史観にマルクスも従ったとする廣松説、更にマルクス自身による『資本論』における「不払の剰余労働が直接的生産者から汲みだされる独自の経済的形態は、支配および隷属關係を規定するのであるが、この關係は、直接に生産そのものから発生し、しかも、生産にたいして規定的に反作用する。ところが、これを基礎として、生産諸關係そのものから発生する経済的共同体の全姿容が定まり、それと同時に、こうした共同体の独自の政治的姿態も定まる。生産諸条件の所有者と直接的生产者との直接的關係こそは、——この關係のそのときどきの形態は、つねに自然的に、労働の仕方様式の・したがって労働の社会的生産力の・一定の發展的段階に照応するのであるが、——つねに、そこにわれわれが全社会的構造の、したがってまた、主権および従属關係の政治的形態の、要するにそのときどきの独自の国家形態の、いちばん奥の秘密、かくされた基礎、を見いだすところのものである」(前掲『資本論』④、二七九頁)、との叙述を見られたい。従って経済主義を厳しく批判する以上、ジェソップの立脚点は基本的にマルクス主義ではないと考えられるのだ。ジェソップ自身がいくら自分はマルクス主義者であり、マルクス主義国家論の發展を志向すると口にしても、上述の故にジェソップは市民社会バイアスのアプローチからは離れているのである。

かくて国家バイアスのアプローチでも市民社会バイアスのアプローチでもなく、先の引用にもあった「国家と社会のどちらが第一義的かと論ずるよう要求する偽りのジレンマを拒否すべき」と⁽⁴³⁾考えるジェソップは、第三の道を提唱する。すなわち曰く、「論争目的のために単純にどちらかのアプローチを強調するよりも、国家中心アプローチと社会中心アプローチとの二分法を超えて行く方が確かにベターであろう。しかもこの二分法を超越 transcendしようとして二つのアプローチをただ合併する combine だけでは不十分であり、それは全批判の基礎にある間違った二分法を単に再生産し再強化するだけとなるだろう」⁽⁴⁴⁾と。その言や良し。だがしかし、彼はこれを次の如く物理学における光波と粒子との關係に譬える。「一連の現象にとつて光波の理論がより適切で分り易く、他の現象にとつては粒子の理論がベターである。だがまたどっちの理論の立場からもすべてうまく説明出来る現象もある。国家中心理論と社会中心理論との間の論争にも何か同じようなことがあてはまるように思われる。……別々の組織はお互いから完全に分離出来ず様々な点でオーバーラップしているから、一つの組織の諸側面が、主として他の組織に関する理論に概念的に統合されることはあり得る。……国家主義理論と社会中心理論とのいずれも、そのどちらかが主な説明の重みを担い、他は補足的役割を演じ得ることとなる」⁽⁴⁵⁾と。自然科学の物理学のことはともかく、社会科学の政治学・国家論に関しては、これは正に、国家と市民社会との弁証法的關係における一つの重要なモメントたる矛盾・対立面を脱落し、もう一つのモメントの相互依存・相互滲透面のみを浮上せしめる、国家と社会との折

衷論、中間説そのものである。ではそこから出てくる国家の有り様如何。これが次の問題となる。

「国家の定義ならぬ国家のガイド・ライン」「国家を分析する際に直面する一番最も難しいのは国家の定義である。というのも国家は complex つまり色々な要素から成る現象であって、一つの理論や理論的パースペクティブでは、その複雑さを十分には捕捉し説明し難いからである。諸国家と国家の相互組織とは、変化する標的 moving target なのだ。⁴⁶ その複雑な発展の論理の故に。また、諸国家と国家組織を変化させようとする不断の試み自体の足跡を順にそれらの形態、機能や活動の上に残すが故に」⁴⁶。最近作の開巻冒頭でジェソップはこのように宣べている。そしてその複雑性は先にも触れた、国家の全体性と部分性とのパラドックスに窮まるという。この逆説に関しては宿題として最終部分に残しておき、その前にそこに至るプロセスを辿ることにしよう。なるほど国家とは何かを規定することは誰にせよ必ずしも容易ではないし、国家自体単純でもなく複雑でもある。しかし国家だけが特別に難しく国家だけが複雑なのであるか。またジェソップは一つの理論だけでは国家（の複雑性）を説明出来ないとも云うが、果してそうであるか。むしろ国家をヨリ複雑なものにしているのは、そもそも国家バイアスのアプローチと市民社会バイアスのアプローチとのいずれにも片寄らず、双方を両立させようとするジェソップ特有の折衷的方法ではないだろうか。

プーランザスは国家論的を国家一般論ではなく、特殊近代資本主義国家一本に絞ったことは先に述べた。ジェソップもその線でこ

う云っている。「私の出発点は、普遍的 impersonal にして形の上では階級中立的な、暴力の合憲的独占を有する公的権威としての、近代国家の特殊性であった」と⁴⁷。この点両人は全く同じ。ただ、プーランザスは階級国家としての資本主義国家に、制度的にも全人民がブルジョア階級に属するかの如き階級国家だと、私に云わせれば混乱とでもいうべき定義を与えていた。⁴⁸ ただ混乱とはいえその定義は硬く定まっていた。ところがジェソップは大いに異なる。曰く、「私は理論なるものを、用語のいかなる強固な意味 any strong sense of terms においても考えようとはしない。『強固』な理論とは、単一のセットからなる因果的メカニズムの立場からする、統一的な国家論を与えようとするものである。それは所与の局面における、国家の制度的・機能的特徴のすべてを説明しようとするものである。だが、この世の最上の意志をもってしても、そのような強固な理論は構築され得ないだろう。なぜなら、すべて歴史的特殊性をもつ国民国家の如き極めて複雑 complex な存在について、ただ一つの包括的な理論を展開するということは、方法的に全く不可能だからである。本当の問題は、満足すべき『弱意』 weak の理論が存在しないことをどう説明するかである。弱意の理論とは、すべてを決定主義的方法で説明するのではなく、マルクス主義的分析の根底にあるであろう、一連の有益なガイド・ライン乃至オリエンテーション guidelines or orientations と私は理解している。それは、その様々な影響力の範囲内で近代国家および国家権力によって形成される、『多様な決定因の複雑なシンターゼ』を、共に実現する最も重要な諸要素の方向に我々の注意を向けさせるであろう」⁴⁹と。

師プーランザスに似てか些か晦澁な云いまわしではある。要は、あらゆるアプリアリ的な本質主義に対する強い拒否である⁵⁰。加之ジエソップ自身はそうではないにしても、そこには国家そのもの乃至国家なるものへの懷疑もそこはかとなく滲んでいるようにも見受けられる⁵¹。

なるほど現実存在しているのは抽象的な国家一般ではなく個々の具体的な国家である。それは云うもおろかである。しかし問題はこれをいかに政治学的に把握し説明するかの方法である。これに関して私は旧著『マルクス主義政治学序説』(一九六四年、三一書房一四八―一五〇頁)の中で、下向・上向の弁証法を次の如く述べた。

「われわれの前に経験的に与えられた政治——それは、マルクス主義政治学の不断の前提、その出発点であると同時に帰着点であり、マルクス主義政治学は一瞬もそこから離れてはならないのだが——は、つねに『全体の混沌とした表象』⁵²としてあらわれる。そこで、科学としてのマルクス主義政治学は、これを概念的に把握するため、まずこれを分析、解剖し、もつとも具体的なものからしだいに抽象的なもの、現象を貫く法則的なものもの探究に下向していかねばならない。そのさい、自然科学における顕微鏡や化学的試薬や望遠鏡に匹敵しうるものは、人間の抽象力だけである⁵³。

(中略)

マルクス主義政治学は、政治現象としてのもつとも具体的なものから、政治法則としてのもつとも抽象的本質的なものものに下向する認識過程を不可欠とする。……………

一たび下向が完了するや、今度はふたたび、抽象的なものから具

体的なものに上向していかねばならない。もつとも具体的な政治現象の概念的把握こそが政治学の課題だからである。そのためにこそまず認識過程としての下向的分析もなされたのであり、それにとどまっただけでは、マルクス主義政治学は、現実的な学として成立しない。それが現実的な学として成立するためには、下向において発見、定立された普遍本質的な政治法則を政治学的思惟の始元・その学の出発点とし、これによつてもつとも具体的現実的なものを、特殊段階論を媒介とする個別現実論として論理的に再生産しなければならぬのである⁵⁴。現象と本質とが一致するならば科学は不要であるが、現象を説明できない本質をふりまわす「科学」は無用である。それは人びとの政治常識にも説得性をもたねばならない。いな、科学としての政治学は科学的な政治評論にまで具体化し、それによつて人びとの日常の政治意識に訴えねばならないのだ。すべての人が政治学者となるわけではない。高度な政治学理論と民衆の日常性の政治意識との結合、そのコミュニケーションがもつとも大切である。でなくして、なんのマルクス主義政治学であろうか。だがそこにおいては、日常政治現象は、もはや『混沌とした表象』としてではなく、『多くの諸規定の総括であり、したがつて多様なものの統一である』⁵⁵。この上向としての総合過程こそ、政治存在論としての政治学が、開かれた学的体系として展開される場であり、体系的マルクス主義政治学はその叙述形態にほかならない。

だが、それは、ヘーゲル主義的な、何かでき上がった教条、固定化した論理からの演繹主義ではない。上向する学的体系の展開は、不断に、発展する現実政治とその下向的分析とに支えられているの

であつて、それを知らない者にとつてだけ、『一見それはアプリオに構成されたものを取扱うように見える』⁽⁸⁶⁾にすぎない。それは、近代政治学における、帰納主義と演繹主義との分裂の止揚としての、帰納即演繹としての弁証法的統一である。

かくて、学的体系の始元は認識下向の終点であり、認識下向の端緒は学的体系の終点となる。政治学的真理はじつにこの両者の統一のなかにこそあるのである。けれども、いかなる天才的認識力をもつてしても、それは一回きりで終わる絶対的真理というものではあり得ない。それ自体、つねに相対的真理として、無限に絶対的真理に近接する政治的思惟の、螺旋的發展の一階梯をなすにすぎないのである。マルクス自身の政治的認識といえども、もとよりこの例外ではない。マルクスから現代のわれわれへ、さらに未来の世代へと、マルクス主義政治認識は發展深化してゆくのであり、われわれはここで方法的にこれをはつきり認識しておかねばならぬ。その意味では、われわれのマルクス主義政治学は、マルクスのであつても、マルクス教条主義的であつてはならない。「私は今もこの方法論を堅持しようとしている。ただ一点「マルクス主義」の「主義」を除けば。正しくは「マルクス政治学」である。次頁参照

ではジェソップはどうか。曰く、「国家とは、たやすく明快且つ曖昧ならざる定義に委ねられる抽象的・形式的対象のタイプではない。またそれは政治ないし社会化についての一般理論の出発点に適したものでない。マルクスが読者を『資本論』に誘うべく意図した方法的注意で用いた言葉では、国家は『現実的—具体的』な対象である。それは『多様な諸規定の具体的総合』を通して形成され

る。だから国家の理論家連が、国家の一度きりで最終的な抽象的・形式的な諸特徴を明記する定義を提供するのは適切ではない。そうではなく、抽象から具体へ、単純から複雑への着実な螺旋運動を介して、形態被規定的社会関係としての国家理解を、徐々に作り上げていくのが彼らの仕事なのだ。この運動には不可避免的に終点はある得ない。どんな説明も常にヨリ具体的、ヨリ複雑にするのは可能である。そして理論的諸規定における絶えず豊富となる国家分析へと向うこの前進的運動として、その結果も以前の仮説も原則もまた概念も、不断に再定義されるであろう。たとえどんなに最高度に抽象的な出発点でも、抽象的で単一な国家諸論から、具体的・複雑な分析への運動のなかで、修正されずに残ることはないのである。」⁽⁸⁷⁾

ここでジェソップも自らの方法論を語っている。それは一見具体から抽象への帰納主義を排して、抽象から具体への演繹主義を採用かに見えるがさに非ず、全くそのいずれでもなく、ただただ抽象から具体への上向を一方的に説くのみである。肝心の具体から抽象への下向分析は欠如したままに。しかも抽象的規定を一切採らないのかと思えば必ずしもそうではなく、なんらかの類の抽象的規定は必要なのだ。それが強い strong 定義ではなくそれに代る弱意 weak の理論たる前記ジェソップの所謂ガイド・ラインやオリエンテーションというわけである。それこそは具体と抽象との、下向と上向とのマルクス弁証法的統一ならぬ、ジェソップの折衷的方法の産物に外ならない。

ジェソップはこれまでの彼の所論を踏まえて、このガイド・ラインを国家の予備的定義 Preliminary Definition of the State と敢え

て予備的との限定を付している。だが予備的とはいえそれは合理的抽象 rational abstraction⁽⁶⁵⁾の言葉として一応の定義ではある。そしてそのガイド・ラインに曰く、「国家機構 state apparatus の中核は、諸制度と諸機関との独特なアンサンブル a distinct ensemble of institutions and organizations であると定義づけられ得る。その社会的に受容された機能は、人民の共通利益ないし一般意志の名において、所与の住民に対する共同の拘束的決定を定めまたこれを強制することである」と。みられるようにここでは広く、制度としての国家の面、それと社会との関係の面、この国家と社会との両面の重要な連結 important links⁽⁶⁶⁾において国家の定義づけが行われている。前述した正に折衷的方法通りに。彼は更にこれに六つの条件を敷衍している。しかしそれらは、国家と社会とのちよつと入り組んだ関係や国家における強制・暴力の有効性⁽⁶⁷⁾や国家についての論説の重要性に関するものをいわばアトランダムに挙げただけのものともみられ、これらだけを殊更に附加しなければならなかったであろうか。ただ最後六番目に人民の共通利益に触れ、特殊利益をすべて包摂出来る一般利益などは存在せず、一般意志、共通利益は常に幻想 institutional⁽⁶⁸⁾である、なぜなら、そこから除外された人々を犠牲にし、それに与る人々の利益のみを計り、それによって生ずる矛盾や危険な傾向を排除するのが、政略的選択の地平 strategically selective terrain⁽⁶⁹⁾と一つの国家の基本的な仕事 key statal task⁽⁷⁰⁾であるからとしてゐる。重要な指摘であり、これはむしろ予備的定義としてのガイド・ラインの中に入れるべきではなかったのか。しかし先のガイド・ライン自体は一見してかなり一般的常識的で陳腐であるといえ

ば言い過ぎであろうか。だから六つの条件もつけ加えねばならなかったのではないかと推察したくもなる。それより私はジェソップが国家 state と国家機構 state apparatus とをなら區別せずすべて同一のものとしている一事に注意を向けざるをえない。これはさきの政略的選択の地平としての国家という指摘とも関連する（これについては後述）。もともと国家を制度的アンサンブル institute ensemble⁽⁷¹⁾、一組の制度 a set of institutions と解するのはジェソップにおいて最初からのものであった⁽⁷²⁾。この国家＝制度説 institutional definition of the state (State Theory, p.117) は、国家バイアスのアプローチの国家＝主体説と市民社会バイアスのアプローチの国家＝道具説との中間に位するが、国家と政府との関係の問題として次の〈政略的＝関係的アプローチ〉で扱う。

ジェソップの国家権力論はどうか。曰く、「国家権力 state power はただ関係的にのみ評価し得る。国家自体は権力をもたない。国家は単に制度的アンサンブルであるにすぎず、ただ一組の制度上の能力と国家権力を介した義務を持つのみである。国家権力は、国家の中で又国家を通して、行動する諸勢力の権力（傍点＝柴田）である。これらの勢力は階級的諸勢力だけではなく国家管理層も、地域的利害のみならずジェンダー・グループ等をも含む。国家権力はまた、国家の干渉に抗する——直接的か国家から一定の距離をおいてか——抵抗の形態と性質にも依存している」と。既述した如くプーランザスも、国家は政治権力行使のセンターではあるが自らの権力は持たず、権力を有するのは社会諸階級であるとしていたが、ジェソップの議論もその流れの中に在り、なかなか分りにくい。と

というのは一般に国家権力といえば普通、国家の権力ないし国家イコール権力と考えられるが、ジェソップの場合は全くそうではない。見られたように彼は「国家権力は国家の中で又国家を通して行動する諸勢力の権力である。the power of state is the power of the forces acting in and through the state.」と断じている。くどいがもう一度国家権力は彼において国家の権力ではなく行動する諸勢力の権力なのだ。つまりそれら諸勢力が、国家の中あるいは国家を介して、換言すればただ国家という制度の場において行使する権力なるが故に、国家権力と稱されるのである。これがジェソップにおける国家権力の関係的把握である。国家権力の関係性を指摘するのは良い。だがこれでは、関係主義的把握となり行き過ぎであろう。また国家Ⅱ主体説を批判するあまり国家権力の実体面が全く省られないといわねばならない。

そこでの国家権力と階級権力との関係はどうか。彼は国家権力と階級権力とを峻別することを拒否する⁽²⁴⁾。といってこの両者を全く区別せずに国家権力を階級権力に還元してしまうのにも反対である。国家Ⅱ主体説と国家Ⅱ道具説、この対立する双方への彼の反対の立場から当然であろう。彼は時に政治的階級支配としての国家機構 the state apparatus as a system of political class domination⁽²⁵⁾ という用語も用いているが、一般に国家の階級的支配面と国家の人民的支配面とは矛盾せず、両者は双生児的決定 the twin determination of the state as class and as popular domination⁽²⁶⁾ にあるとしている。そして階級権力は国家権力を構成する重要な一要素ではあるが、人民的支配としての国家の面に比してそれはしばしば従属的

secondaryであり得る⁽²⁷⁾という。そして資本主義社会における国家のすべてが資本主義国家ではないとし、「資本主義社会における国家は、明白かつ一般に資本に有益であると示唆する試みは一切無効 (Jessop B.: The Capitalist State, p.226)」であり、「国家権力は、それが与えられた状況の中で資本蓄積のために必要な諸条件を創造し維持し或は回復する程度に応じて資本主義的なのであって、これらの諸条件が実現されない程度において国家は資本主義的ではない」(ibid., p.221, Jessop B.: State Theory, p.354, State Power, p.8)という。これは従前の経済主義的な本質主義的マルクス主義に対する批判ではある。だが資本主義社会における国家の一部にまだ資本主義国家を認めているのには疑問がある。なるほどそれは本質主義は排しているとしても機能主義的ではある。そうではなく、厳密に云えば近代国家はすべて資本主義国家ではないといえる。本来資本主義は経済用語であって政治用語ではない。ひろく普及している資本主義国家といういい方は、ハイブリットであって問題といわねばならない。ジェソップの所論の根底には、国家と市民社会との分離の把握における矛盾・対立面(彼はこれを全く認めないわけではない State Theory, p.136)よりも相互依存、相互渗透面の重視が存在する。経済主義を批判しながらも未だそれが残っている。とまれ彼において、「国家権力とは我々の被説明項 explicandum の意味であって説明原理 principle of explanation⁽²⁸⁾ではなく」「国家権力とは所与の状況における全諸勢力間での力関係のバランスによって調停された結果なのである」⁽²⁹⁾。つまりそれは、固定した一定のものではなく、その時々々の状況に応じた関係的所産に外ならない。ならば、先に国

家のガイド・ラインとして国家(機構)による一般利益の名の下での住民に対する拘束的決定の強制ないし排除が語られていたが、これは一体何であろうか。それは国家の権力的行為としてしか考えられぬが、それと国家は権力を持たないとか国家権力は国家の権力ではないなどとしているのとは、どう関係するのであるか。次を見つめてみよう。

【政策的・関係的アプローチ strategic-relational approach】

この政策的・関係的アプローチは、ジェソップ国家論の中核部である。Strategy = 戦略ないし政略——以後、政略と稱す——とは、従前のマルクス主義理論においては、一般に革命的勢力による国家権力の打倒および獲得のための、国家に対する toward⁷³⁾ いわゆる戦略戦術の意に用いられてきた。だがこの政略の語を、国家そのものに適用すべしとジェソップはいうのである。彼は国家に対する政略と国家自体を政略とするのでは、全く別もの quite another thing⁷⁴⁾ だという。つまり一方は政略の対象としての国家、他方は政略の主体としての国家である。ジェソップは、「国家のこの側面はあまりにもしばしば無視されてきた。しかし国家を最もよく理解し且つこれを変えることが出来るのは、国家のこの側面を探究することによってである」と明言する。重要かつ貴重な指摘というべきである。更に曰く、「このアプローチは、マルクス主義の仕事以外の若干のものとの展開と一致し、マルクス主義の中でも決して中心的ではなかった多くの諸論点を扱う上での有益な枠組みを提供するものである⁷⁶⁾」と。(この点ジェソップにおけるマルクス主義国家論の存在は微妙である。) ジェソップは、このアプローチは未だ幼年期にあり、

今後まだまだ検討され、未解決の多くの争点のあることも認めている。⁷⁷⁾

ところで一口に政策的・関係的アプローチといっても、もともとこれらは別々の、政略としての国家と社会関係としての国家という二つから成る。同一の国家を前者は市民社会に対する存在としての国家の面において、後者は主に市民社会に制約せしめられる国家の面において把握するものといえよう。このうち社会関係としての国家については、既に本文の始めて引用したことの繰り返しになるのだが、ジェソップ曰く、「国家とは、自分だけが居丈高に自分以外の社会を上から監督するというようなものではない。国家はより広い政治組織(ないしシステム)の中にはめ込まれている、他の制度的秩序と接合し、市民社会の色々な種類と連絡し合っている」と。同じことだが別にまたこうも言っている。「制度的アンサンブルとしての国家と他の制度的秩序ないし生活圏との間には重要な物質的、論說的な境界があるけれども、国家の機構と実践は、他の制度的諸秩序や社会的諸実践とは物質的な相互依存関係にある。この意味で国家は社会的にはめ込まれているのである。実にティム・ミッチェルも云うように、『近代政治の本質は、国家と社会との分離のうち、どちらかが一方的に他によって適用されたり形成されたりするのではなく、国家と社会の両者の相違を生産したり再生産したりすることに在る』⁷⁸⁾」と。つまり一言にして、分離しながら国家は市民社会の中にはめ込まれている存在だ、ということである。これは市民社会バイアスの発想にはちがいないが、しかし決して国家＝道具説ではない。ジェソップはこの社会関係としての国家の認識を主

にブーランザスから学んだ。

次に政略としての国家について見てみよう。それは一体何であるのか。ジェソップはブーランザスの構造的選択性という発想を基にこれを更に政略的選択性という概念に転化発展せしめた⁸⁰。それによって選択関係の中が広がるからである。しばし彼の言う所に耳を傾けよう。「国家を政略 political strategy と見做すのが理論的に生産的である。なぜなら国家は政略の場であり、その発生であり、その生産とみることが出来るからである。この議論は、マルクス主義者の理論的アプローチではなく色々な非マルクス主義者の批判的解釈に基づいて練り上げられた」⁸¹「国家とは政略の練り上げられる場である。全く、政略に関連させないことには国家システムの統一は理解出来ない。又国家の活動も政略に関連させないでは理解出来ない。マルクス主義者達はしばしば資本主義国家は本質的な制度的ないし階級的統一性を持っていると主張する。だが彼らはその説得的な理由を全然提供していないのである。せいぜい国家システムを形式的統一（例えば命令の中央集権的階層制を伴う主権国家）を立証するだけである。しかしそれでは国家の実質的な機能的統一を保証することは出来はしない。（中略）これは国家がいやしくも統一的政治力として、いかにして行動するのかという問題を提起する。相対的統一が国家の様々な活動や無活動にいかにして課せられるか、またこれらの諸活動が市民社会に発する相争うプレッシャーからいかにして相対的な統一を獲得するかを理解する上で、国家管理者 state managers（政治家とキャリアー官僚層）の役割が決定的 crucial となるのはこのことである。かくて我々は国家管理者達が国

家の諸活動に一定の一貫性を課すべく展開する多様な政略と策略とを吟味しなければならぬのである⁸²」。俗に政略結婚とかといわれるが、結婚のすべてがもとより政略結婚ではない。だが国家の政策、国策はすべて政略政策であって、一片の政略も含まない国家政策などはないのである。国策と政略とは不可分なのだ。

ジェソップによれば、この政略としてのアプローチはもともと国家、政治に関連していた⁸³。それが関係的アプローチと結びついたのは、一九八〇年代の後半にエセックス大学でのジェソップの講義を聴いた二、三の学生達が、戦略的・関係的アプローチと名づけ、それをジェソップも取り入れた、との事である⁸⁴。余談はともかく、ここで注目すべきはジェソップによる、国家における国家管理層すなわち政治家およびエリート官僚の決定的重要性の指摘である。「要するに、国家は権力を行使しない。諸権力（常に複数の）は特定の場合での一定の政治力の行為者達によって現実化される。行動するのは国家に非ず、それは、常に国家システムの特定の部分とレベルに配置されている特定の一群の政治家達と国家官僚連である。彼等が特定の諸権力および国家の諸能力を現実化するのだ⁸⁵」。つまり国家は政治家と高級官僚とによって動かされている、国家の統一も彼等によって保たれている、となる。極論すれば彼等なしには国家は存在しない、彼らとそのイデオロギーこそが国家だということにもなるのか。（ただジェソップでもこの行為者 agency と構造 structure との関係は見失ってはいない。両者の弁証法的関係 dialectically を述べてはいる⁸⁶。この点に関しては後述。）因みにアメリカの国際政治学者で国家バイアス的アプローチ論の雄ステファ

ン・クラスナーの最新作によれば、多くの文献の中で国家の定義の第一にあげられているのは、「国家における決定権力の立場を占有している人員の集合的一団、すなわち政府としての国家 [The state as government, "by which is meant the collective set of personnel who occupy positions of decisional authority in the polity."⁽⁴⁷⁾」とされている。ジェソップも、国家中心説が、非国家勢力に抗して独自に権力を行使する国家管理層の能力を強調している、と指摘している (State Power, p.63)。ただの個々バラバラな個人としての政治家や役人が公的権力を行使することなど出来はしない。彼らは政府——内閣という狭義の政府ではなく、立法・司法・行政の三権すべてを包含する広義の政府——の一員、その構成メンバーとしての資格においてのみ国家管理層たりうるのである。ジェソップはこの政府を国家だとする。すなわち政府の国家化、国家の政府化、つまり国家イコール政府説である。かつてフランスの絶対君主は、朕は国家なりと云った。その響にならえば今日朕なるものは、政治家から官僚、役人に至る大小無数の国家政府構成員となるうか。

ジェソップはこの考え方をミシェル・フーコー (Michel Foucault, 1926-1984) から学んだ。彼は自分の政略的・関係的アプローチにおける「政府性と政治術の概念 the concepts of governmentality and statecraft」の師としてフーコーの名を挙げている。⁽⁴⁸⁾ 一九九九年四月に来日した際のジェソップの講演「戦後マルクス主義思想における国家」でもこう云っている。「彼(フーコー)は国家を、政治術と政府の合理性の場と見た。彼は政府性の変化によっていかに異なった政治レジームが現われるかを検討した。フーコーの

興味を引いたのは、政府の技術 art of government、熟練した論説の手腕である。それは常に反射的に人々を監視し、細心の注意を払って人々を国家の特定の企図に順応せしめるためである。フーコーの国家の素性は宗教や道徳とは切り離された国家理性 Staatsraison、自律的な政治的合理性であった。云々」と。「君主論」で権力の技術を論じたニコロ・マキアヴェリを彷彿たらしめるものがあると云えよう。フーコーは国家の中央集権的主権性を一方的に強張する国家バイアスのアプローチも、また支配階級の道具としての国家を一面的に力説するマルクス主義的アプローチをも共に頭から除けた。彼は上からの本質主義的な国家一般論をすべて拒否する。もともと権力のミクロ物理学がフーコー権力論の端緒である。ジェソップ曰く、「フーコーの権力分析は次のように要約出来る。すなわち権力の検討は下から、種々雑多で分散した権力のミクロ物理学 micro-physics of power の中で始めねばならぬ。(中略) 人は権力を、中央の正統化された所でもよりもむしろ個々人の上に行使された所で研究し、支配の企てをガイドする意志よりも服従の現実的実態を調査し、そして権力が特別の事柄に適用されるよりもネットワークを介して循環するのを認めるべきなのである」と。⁽⁴⁹⁾ だが、とジェソップは続ける。「この最初の動きをフォローしながらもフーコーは、複雑に分散した場の交差する権力関係のミクロ的多様という下から始める一方、二つの一層相互に関連する論点も考慮する必要のあることを次第に強調し始めた。その第一はこの複雑な権力の諸関係がどうやって、支配のヨリ包囲的な形態を支えるヨリ一般的なメカニズムの中に入り込みこれと接合するようになるのか。その第

二はどうかやってそれらが知を生産する特別の形態と手段にリンクされるのか、ということである⁽⁹¹⁾。つまり権力のミクロ物理学から権力のマクロ物理学 macro-physics⁽⁹²⁾への発展である。ジェソップ曰く、「フーコーはこうで政府に「ごつごつ」の問題 the problematic of government を展開した。国家の歴史的構成と時代性および権力関係の重要な政略的・策略的次元 the important strategic and tactical dimensions とそれに関連する論説の探究である。(中略) 誠に、フーコーは『国家とは、多様な諸政府体レジームの活動的結果 the mobile effect of a regime of multiple governmentalities 以外の何者でもなく』と陳べた⁽⁹³⁾と。先述もしたように、正に国家は政府化された国家 governmentalized state⁽⁹⁴⁾、governmentalization of the state⁽⁹⁵⁾なのである。

以上見られるように、フーコーとジェソップの考え方は酷似している。ただジェソップは、「フーコーの分析はつまるところ叙述的であり、一層悪いことには機能主義である⁽⁹⁶⁾」と批判する。更にブーランザスも含めて両人の把握は、「概念的に練り上げられておらず、比喩のレベルに止まっている⁽⁹⁷⁾」とし、ジェソップは彼らの批判的摂取の上に自らの政略的・関係的アプローチを提起するのである。たしかにジェソップの説く政略主体たる動く政府イコール国家という把握には、国家を何か不動の実体の如くに観じ、これのみずからの政略の対象とのみみてきた従前の発想に比して、いわば目から鱗的な新鮮さと驚ろきを覚える。日々我々は実際の国家政治の日常的経験では嫌というほど政府の政略的政策の眞只中に暮らざるをえないにもかかわらず、政略の張本人イコール政府ということ

漠然としてはともかく一部を除いては、一般にそのことをさほど明確に意識し認識していたとは決していえなかった。すなわちこの一点において多く我々は全く即自的 egoic 状態にあったのだ。ジェソップがこれを対自化 *He sich* してくれたわけである。特定の部分のために残余の部分を犠牲にする非対稱性を意味する、政略的選択性の概念がそれである。立法・司法・行政三権力のすべてにわたる政府(広狭二義)の処置、政策の一切はこの政略的選択性の概念に照らして吟味されねばならない⁽⁹⁸⁾。ゆめゆめ我々はありもしない幻想を政府と国家に抱いてはならぬ、これをいつも肝に銘じておくべし。先に私が疑問を提しておいたジェソップにおける、国家と国家権力との曖昧な関係とか、また国家は権力を持たないとかの言説も、国家を政府と解し、更に政府は政治家・エリート官僚の実際上の権力によって動かされ左右される存在だとする把握によって、それなりに理解可能のようには思われる。更にジェソップが国家の複雑性を定義する困難さを指摘し、通常の一定の固定した永続的な強い定義ではなく、結局柔軟な一時的暫定的な予備的ガイド・ラインないしオリエンテーションとしての弱い定義を提案したのも、この動く政府としての国家ないし国家イコール政府、国家≡政府説から来るのである。つまり動かぬ国家としての国家ではなく、動く政府としての国家が終始彼の念頭にあると私は見る。

さてそうではあるが、私はジェソップの国家≡政府説を採らない。ジェソップに問おう。一体政府、政治家・官僚のその権力はどこからなにに由来するのかと。私はそれは政府がその代理人たる本人としての国家の権力以外の何ものでもありえないと考える。明らかに

彼は国家と政府とを同一視し、混同している。たしかに国家は政府なくしては存在しない。しかしまた同時に政府も国家なしには存在しないのである。国家は抽象的存在、政府は具体的存在であって、両者は決して同一ではなく、混同してはならない。これについて私は次のように述べた。「国家と政府とは似たもの同志であって、時には全く同一のものと扱われ、両者の関係、両者の区別は必ずしも容易ではない。しかし、国家と政府とは、明確に区別されると共にその連関が問われねばならないものである。……」

現代では政府 government は国家 state の代理人 agent とされるのが通例である。

代理とはその代理人の言動すべてが即被代理人たる本人に帰属するものであって代表とは異なる。代表というものの中には被代表者のすべてではなくその一部が反映されて存在する。つまり代表者自身が、被代表者がそこに存在すると同時に存在しないという矛盾的存在なのだ。が、代理にはこのような矛盾は存在しない。国家と政府との関係も然り。政府の行為はすべて国家の名において行われ、国家に帰属するのである。だから国家と政府とはよく混同され同一視されることにもなるのは無理からぬ所といえよう。また確かに政府なくして国家は存在しないのは事実である。ただでは何故にそうなのか。どうして国家は代理人としての政府を必要とし、逆にまたどうして政府は国家の代理人なのか、という問題が更にあらためて問われざるを得ない。

そもそも国家、近代国家とは何かについていまは極めて簡単に一言、国家とは権力の中の権力すなわち主権的権力であると定義づけ

て前に進むことにしたい。では権力とは何か。これも困難な問題だが、権力とは価値剥奪的統制力だとしておく。ここでなかなか難しいが大切なのは、この価値剥奪的統制力としての権力自体の潜在性ないし可能性 potentiality、つまり権力そのものは顕在性ないし現実性 reality ではないということである。ハンナ・アレント曰く。『権力そのものが、たとえば、ギリシャ語の dynamis にしても、ラテン語の potentia にしても、ラテン語から派生したさまざまな近代語にしても、ドイツ語の Macht にしても、いずれも権力の『潜在能力的』な性格を示している。権力とは、常に潜在的能力であって、実力や体力のような不変の、測定できる、信頼できる実体ではない、と喋っていいだろう』と。いかに強力な権力、主権的権力としての国家権力においても然り。しかしその潜在性とは決して擬制ではない。ただ未だ抽象的なのである。国家がこの抽象性を脱して具体性、現実性に転化するには、そのための代理としての人間ないし人間の集団を不可欠とする。国家の場合いこれが政府に外ならない。要すれば、国家と政府とは、そのもの自体と対自的なものとの、本質と現象との関係にある。本質なくして現象なく、また現象なくして本質なし。両者は区別されると同時に不可分に関連しているのである。ヘルマン・ヘラーも云っている。『国家は潜在性から顕在性に転化しなければならぬ。その顕在化した国家の姿が、国家機構、広い意味での政府である。この国家機関、政府なしに国家主権は存在しない』。逆にまた国家なくして政府も存在しない。たとえば国家の裏付けの無いいわゆる亡命政府は名目上のものにすぎず未だ眞の政府ではなく、いわば仮象の政府である⁽⁸⁾。プーランザスも

そうであったがジェソップも然りで、国家と政府との区別と連関が曖昧で不明瞭のままなのである。ジェソップは構造 structure と行為者 agent との弁証法的関係 dialectical relation など云っているけれども、これを国家と政府との関係に適用してはいない。

最後に、先に宿題として残しておいた、ジェソップの所謂国家の部分性と全体性とのパラドックス the part-whole paradox について考えてみよう。彼は次のように云っている。「国家は一つのパラドックスを含んでいる。それは正に一方において社会構成体の中で特に一つの制度的アンサンプルであり、他方で国家は自身が単にその一部にすぎない社会構成体の結合を維持する、全体の責任を特別に負わされている。社会の部分であり且つ全体であるというこのパラドキシカルな立場」と。このうち部分性については、「国家についての適切な理論は、ただそれが社会に関するより広範な理論の一部としてのみ生み出されるのである」¹⁰³「要するに国家とは、複雑な社会的秩序の中で、その他の諸組織と共に相互に依存し合っているとこの、不意に現われてくる emergent 部分的で不安定な組織として考えられる」と云う。そして全体性に関しては、「全体のための責任の物質的な基礎と支えは、近代国家がエンジョイする物理的強制力の合憲的独占、並びに、その管轄権に服すると思われる社会的行為者達（諸個人ないし諸組織）を拘束する諸決定、これを実行する階層的に組織された主権国家、sovereign state（傍点―柴田）にこれが与える組織的能力である。そのイデオロギー的基礎と原動力は、国家という構造物 the construction of the state にそして或いはこの全体的責任の主体としての国家管理層にある」と書

く。どうも相不変、体系的ならぬ論理性に弱い文章の羅列のように私には思われるのだが、それはともかく、見られるように国家の部分性は社会関係としての国家に、国家の全体性は政略としての国家にかかわる。つまり国家の部分性と全体性のパラドックスは、国家の政略的・関係的アプローチと不可分であって、両者はイコールなのである。¹⁰⁶問題はそのパラドックスの意味である。逆説、逆理、背理等と訳されるが、ジェソップはまたこれをジレンマ dilemma 窮地、板ばさみとも表現していた。彼はそれらの詳しい論理的な説明をしてくれてはいないので真意はよく理解できない。しかし、政略的・関係的アプローチが、市民社会バイアスのアプローチの関係説と国家バイアスのアプローチの政略説、この両説の折衷的産物なのと全く同様に、国家の部分性と全体性とのパラドックスも折衷論に外ならない。つまりそれは国家論的にいえば、市民社会バイアスのアプローチの多元的、国家論と国家バイアスのアプローチの一元的、国家主権論との折衷である。論より証拠。フーコーと共に国家の主権性を口を極めて執拗に排していたジェソップが、先の引用文で国家の全体性の物質的基礎と支えを論ずるに当って思わず主権国家に言及せざるをえなかったのに明白である。だがジェソップの云う国家の部分性と全体性とのこのパラドックス、ジレンマ説も全くの誤りとはいえない。たしかに国家には全体性と部分性があるのである。ただそれを両者のパラドックスとかジレンマとかともややした曖昧な折衷的認識に止まるのが問題となる。私見では、それこそそれは弁証法的関係として明確に云い直されてはならぬと考える。近代国家は、主権の一元性と市民的多元性とが矛盾・対立し且つ相

互に依存し合う弁証法的存在なのであり、それは国家と市民社会との二重構造、その弁証法性を固有する近代特有の産物である。ジレンマはその一現象にすぎない。

十九世紀の中葉に若きマルクスはヘーゲル法哲学批判の中からこの弁証法的原理を掴み出した。プーランザスは最初こそこの原理に目を向けたが間もなくこれを放棄してしまった。ジェソップはどうか。彼はこう云っている。(1)「若し仮にマルクスが一八四四年に没していたとしたならば、それらは今日なら特別な注目に値しないであろう」⁽¹⁶⁾と。つまり、ジェソップは近代における国家と市民社会との分離には触れてはいるものの、その弁証法的二重構造と止揚の論理を擦り抜けてしまっているのである。だがしばらく後には次の如く述べている。(2)「マルクスは現存資本主義国家の廃絶のみならず国家と市民社会との分離のあらゆる形態を終わらせることが共産主義運動の歴史的使命であると強調した。……そしてマルクス自身がそのような諸問題に関心を抱いていたということは、国家と市民社会の分離に関する彼の初期の論評 his early remarks からだけではなく、パリ・コミューン Paris Commune は国家形態のあれこれの変種よりもむしろ国家形態そのものへの襲撃を含んでいたという彼の議論からしても明らかである。(中略) これらのコメントは、国家に関する始祖達の全般的で最も重要な部分 the general thrust の点から見ると、二義的 secondaryだ。しかしとていふことはそれらが国家理論の発展の中で無視されても差支えないということの意味しない。実に、このような諸規定を、国家の十全な分析の内に包含することこそが不可欠 vital⁽¹⁶⁾なのである」と。初期マルク

スの国家に関する論説は、(1)での、今日それは全くなんの注目にも値しない、というのと、(2)での、それらは二義的ではあっても(私は、決して二義的などではなくそれこそは真に一義的だと考えている)、国家論の今後の展開において無視されてはならず、むしろ国家論の死活にかかわる vital⁽¹⁶⁾ほどの重要性を力説するのは、この天と地ほどの明らかな乖離を我々はどのように理解したら良いのであろうか。(因みに、ジェソップにおける、民主主義的な社会主義への方途は、左翼ユーロ・コミュニズムないしオーストロ・マルクス主義のようである。しかしそれらには国家の変質は望めても初期マルクスやパリ・コミューンにおける国家の止揚は含んでいない、と私は考える。)

【註】

- (1) Jessop B.: State Power (Polity Press 2008) p.12 cf.
- (2) (3) *ibid.*, p.22. Jessop B.: State Theory (Polity Press 1990) p.30.
- Jessop B.: The Future of the Capitalist State (Polity Press 2002) p.8.
- (4) Jessop B.: *ibid.*, p.4.
- (5) *ibid.*, p.275. ホブ・シェンツ (中谷義和訳)『国家理論』(お茶の水書房 一九九四年) 四〇二頁。
- (6) Keane, John (ed.) : Civil Society and the State. New European Perspectives (London, 1988) pp.18 ~ 19.
- (7) *ibid.*, p.30.
- (8) Jessop B.: The Capitalist State (Martin Robertson. Oxford 1982) p.226. p.227. ホブ・シェンツ『資本主義国家』(田口富久治・中谷

- 義和・加藤哲郎・小野耕一訳 お茶の水書房 一九八三年)二七九頁。
- (9) 全上 二七二頁。 *ibid.*, p.221.
- (10) ホブ・シェンツェ「戦後マルクス主義思想における『国家』(中馬祥子訳)(情況出版「国家を読む」二〇〇〇年 一九三頁)。
- Bob Jessop: *The State in Postwar Marxist Thought* (Paper prepared of discussion in Tokyo, 25th April 1999) p.3.
- (11) Jessop B.: *State Theory*, op. cit., p.136.
- (12) Jessop B.: *The Future of the Capitalist State*, op. cit., p.3.
- (13) *ibid.*, p.7.
- (14) *ibid.*, p.8.
- (15) Jessop B.: *State Power*, op. cit., p.6.
- (16) Jessop B.: *Recent Developments in State Theory* (Mark Cowling, Paul Reynolds (ed.) *Marxism, the Millennium and Beyond*, (Pargrave 2000, p.125)
- (17) Jessop B.: *The Capitalist State*, op. cit., p.303.
- (18) B.ジェンツェ(田口監訳)『ブーランサスを読む』(合同出版 一九八七年)「日本語版への序文」七—八頁。
- (19) 全 八—九頁。
- (20) 全 三—五頁。
- (21) 全 五—六頁。
- (22) 全 六頁。
- (23) 全 八頁。
- (24) Bob Jessop: *State Theory*, op. cit., p.285.
- (25) *ibid.*, p.287.
- (26) *ibid.*, p.63.
- (27) *ibid.*, p.322.
- (28) Theda Skocpol *Bringing the State Back In: Strategies of Analysis in Current Research* (Edited by P. B. Evans, D. Rueschmeyer, T. Skocpol: *Bringing the State Back In.* (Cambridge U.P. 1985 p.20) *ibid.*, p.25.
- (29) Jessop B.: *State Theory*, op. cit., p.79.
- (30) *ibid.*, p.80.
- (31) *ibid.*, p.81.
- (32) *ibid.*, p.79.
- (33) 前掲「シェンツェ(中谷訳)『国家理論』四一五、四一七頁。 Jessop B.: *State Theory*, op. cit., p.283, p.285.
- (34) 前掲「シェンツェ(田口監訳)『ブーランサスを読む』七頁。
- (35) Jessop B.: *State Theory*, op. cit., pp.287 ~ 288; 前掲「ジェンツェ(中谷訳)『国家理論』四二二—四二三頁。
- (36) *ibid.*, p.304全 四四八—四四九頁。
- (37) Jessop B.: *State Power*, op. cit., p.6.
- (38) Jessop B.: *State Theory*, op. cit., p.13.
- (39) 拙稿「国家と市民社会の現代理論(7)」(東経学会誌 第二六二号 三五—六頁)。
- (40) Jessop B.: *State Theory*, op. cit., p.249; 前掲「ジェンツェ(中谷訳)『国家理論』三六二—三六三頁。
- (41) *ibid.*, p.116.
- (42) *ibid.*, p.7.
- (43) マルクス「経済学批判序説 三 経済学の方法」(高木幸二郎監訳「経済学批判要綱」1, 二二—二三頁)。
- (44) マルクス「資本論」第一版の序文(向坂訳 岩波文庫(一)一四—一七頁)。
- (45) この上向の論理については、黒田寛一「史的唯物論の形成と原理」

- 〔探究〕7、四四～五一ページ。探究覆刻版 第三分冊 二〇〇七年十二月 こぶし書房 所収。
- (55) マルクス「経済学批判序説 三 経済学の方法」(高木幸二郎監訳「経済学批判要綱」I、二三～二四ページ)。
- (56) マルクス「資本論」第二版の後書(向坂訳、岩波文庫(一)三六～三七)。
- (57) Jessop B.: *State Theory*, op. cit., pp.340～341.前掲『シエンツップ(中谷訳)『国家理論』五〇七頁。
- (58) (59) (60) (61) Jessop B.: *State Power*, op. cit., p.9.
- (62) 「たとえ暴力が国家の最後の手段だとしても、それは第一の最も重要な頼みの綱では殆んどない。むしろ暴力はしばしば逆に作用することもあるだろう。国家はもっと外的手段を持つてゐる」(State Power, p.10. *State Theory*, p.342 cf.)。「国家権力行使の中心はヘゲモニー的企図 hegemonic project」(State Theory, p.161) であるとしている。そしてシエンツップは、「国家の根本的な力学は、武装力に対するコントロールおよび戦争と略奪にはまりこむ性質を持つてゐる」と説くデューリングに対する基本的な反対は、「一世紀以上も前にエンゲルスによつてはつきり述べられてゐる」と云つてゐる(State Theory, p.15)。なるほエンゲルスはその『反デューリング』(一八七八年)の一節「暴力論」で、政治と経済との関係について、政治を第一に考えるデューリングを批判し、そうではなく経済が第一的であつて政治は二次的なものにすぎないと云ひ、別に変革における革命的暴力の必要に言及している(『マルクス・エンゲルス全集 20 大月書店』)。しかしそこでのエンゲルスは、国家論における暴力の問題として暴力を扱つてはいない。
- (63) (64) *ibid.*, p.11.
- (65) Jessop B.: *The Capitalist State*, op. cit., p.221.前掲『シエンツップ』資本主義国家(田口他訳)二七三頁。
- (66) Jessop B.: *State Theory*, op. cit., pp.269～270.前掲『シエンツップ(中谷訳)『国家理論』三九六頁。
- (67) Jessop B.: *State Power*, op. cit., p.31.
- (68) Jessop B.: *The Capitalist State*, op. cit., p.247. *State Power*, p.31.
- (69) Jessop B.: *State Theory*, op. cit., p.118.
- (70) *ibid.*, p.117.
- (71) (72) Jessop B.: *State Theory*, p.118.
- (73) (74) (75) *ibid.*, p.260, p.270.
- (76) *ibid.*, p.1.
- (77) *ibid.*, p.267.
- (78) *ibid.*, p.6.
- (79) *ibid.*, p.5.
- (80) *ibid.*, p.260.前掲『国家理論』(中谷訳)三八〇―三八二頁。
- (81) Jessop B.: *State Power*, op. cit., p.125.
- (82) *State Power*, *ibid.*, p.35.
- (83) *ibid.*, pp.36～37. *State Theory*: op. cit., p. 261.
- (84) *ibid.*, p.36.
- (85) *ibid.*, pp.35～36. *State Theory*: *ibid.*, p.16, p.1.
- (86) *ibid.*, p.37.
- (87) *ibid.*, p.34.
- (88) Stephen D. Kravser: *Power, the State, and Sovereignty* (Routledge 2009) p. 67.
- (89) Jessop B.: *State Power*, op. cit., p.17.
- (90) Jessop B.: *The State in Postwar Marxist Thought* — paper prepared for discussion in Tokyo, 25th April 1999, p.7.
- (91) ホブ・シエンツップ／中馬祥子訳「戦後マルクス主義思想における

- 『国家』〔情況〕1999年7月号、三九頁。後に『国家を読む』情況出版社 2000年6月に収める。同二〇一頁)
- (90) Jessop B.: State Power. op. cit., p.148.
- (91) *ibid.*, p.140.
- (92) Jessop B.: State Power. op. cit., p.148.
- (93) *ibid.*, p.140.
- (94) *ibid.*, p.151.
- (95) *ibid.*, p.147.
- (96) Jessop B.: State Theory. op. cit., p.257.
- (97) 最近のそのきわめて露骨で典型的な例は、政府・検察庁最高幹部による民主党小沢一郎代表の公設秘書の逮捕とそれによる小沢民主党潰しである。次の記事はそれを如実に示している。「衆院選を控えた時期に民主党の小沢一郎代表の公設第一秘書を逮捕したことに對する検察批判を、十六日解説面のメディア観望で社会部の瀬口晴義記者が論じました。「自民党の有力な総理候補に同じ容疑が浮上したら、検察首脳は逡巡せずにゴーストを出しただろうか」と疑問を投げかけたこの記事に、横浜市の五十代女性性は「野党党首を標的にした今回の事件は、与党と法務官僚が結託したネガティブキャンペーンとしか思えない。でも、この記事で少し胸のつかえが下りた」とのメールを寄せました。(M)」（東京新聞09年3月19日）。尚、青木理『国策捜査』（金曜日）二〇〇八年）参照。
- (99) 拙稿「国家と市民社会の現代理論（1）」（東経学会誌 245号 2005年3月）一一一―一三頁。
- (100) Jessop B.: State Power. op. cit., p.34.
- (101) *ibid.*, p.8. State Theory. op. cit., p.360.
- (102) *ibid.*, p.7, p.79. State Theory, p.360.
- (103) *ibid.*, p.7.
- (104) *ibid.*, p.78.
- (105) Jessop B.: State Theory. op. cit., p.311.前掲、シエンopp（中谷訳）『国家理論』五三七頁。
- (106) Jessop B.: State Power, p.1.
- (107) 上のキレントリスへの用語は主にState Theory (1990) で用いられ pp.362 ~ 363、State Power (2008) ではパラドックスが主である。
- (108) Jessop B.: The Capitalist State, p.7. 前掲、シエンopp（田口訳）『資本主義国家』
- (109) *ibid.*, pp.30 ~ 31. 全 四一―四二頁。